

議員提出第 3 号議案

「安全保障関連法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年6月22日

提出者	府中市議会議員	目 黒 重 夫
賛成者	〃	田 村 智恵美
	〃	稲 津 憲 護
	〃	村 崎 啓 二

「安全保障関連法案」の今国会での成立を断念するよう求める意見書

衆議院において「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」と、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」の2法案の審議が5月26日から始まった。

前者の「国際平和支援法案」は、多国籍軍などへの後方支援を随時可能にする新法であり、また、後者の「整備法案」は、自衛隊法、国連平和協力法、周辺事態安全確保法（重要影響事態安全確保法に名称変更）、事態対処法（武力攻撃事態・存立危機事態法に名称変更）、国家安全保障会議（NSC）設置法など、主なものだけで10の法改正に及ぶ内容となっている。

これら「安全保障関連法案」は、昨年7月1日の集団的自衛権行使容認の「閣議決定」及び本年4月27日に改定された「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」を受け、これを実現するための法整備である。新ガイドラインは、現行の安保条約の枠組みさえも超える「グローバルな日米同盟」をうたうものであり、この実現のための法案の基本的かつ大きな問題として、自衛隊が、日本（周辺）有事に限らず、平時から緊急事態に至るまで、いつでも世界のどこでも、自らの武力を行使することを可能とし、米国を初め戦争を遂行する他国軍への軍事支援を行うことを可能とするものであることは明らかである。

このような、これまでの安全保障・国防方針を大きく転換するような、憲法9条違反の疑いが強いと多くの憲法学者が訴えている法案であるにもかかわらず、国会における審議では、法律の解釈、さまざまな判断基準、現状認識などについて、明確な説明がされているとは言えない。

一方、安倍首相は、4月下旬のアメリカ訪問時における議会演説で「安全保障関連法案を夏ごろまでに成立させる」と表明した。

マスコミの世論調査では、さまざまな結果が公表されているが、法案について「説明不足」とする回答や今国会での成立に慎重であるべきとする意見が多いのは、共通した傾向となっており、今、安保法制をめぐるこうした世論に真摯に向き合うことが必要であることは言うまでもない。

よって、府中市議会は、この「安全保障関連法案」について、慎重かつ十分な審議を行い、国民に対する十分な説明責任を果たすため、今国会での法案成立を断念するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 22 日

議 長 名

(あて先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
法務大臣、防衛大臣